

保護者 様

大津市教育委員会
教育長 島崎 輝久

新型コロナウイルスにかかる臨時休校期間の延長について（お知らせ）

平素は、学校教育全般に対しご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、緊急事態宣言の全国拡大や本市における感染者の増加などの状況を踏まえ、子どもの生命を守ることを最優先に、さらなる感染拡大を防止するうえで、下記のとおり臨時休校期間の延長を決定しました。

保護者の皆様におかれましては、何とぞ、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休校延長期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

※今後の状況に応じて期間の変更が生じる場合があります。

2 臨時休校中の注意事項

- ① 休校期間中は、原則、すべての教育活動を停止いたします。児童生徒の健康や生活・学習状況を確認するために、各学校から電話連絡や郵便ポストへの課題配布、学校内に設定した場所での課題の受け渡し等を行います。
- ② 不要不急の外出は控え、基本的な感染症対策の実施（感染源を絶つ・感染経路を絶つ・抵抗力を高める）、集団感染のリスクへの対応（密閉空間・密集場所・密接場面を避ける）等、感染防止対策をお願いします。
- ③ 休校期間中のお子様の健康状態について十分把握してください。発熱・咳などの症状が続く場合は、医療機関を受診する前にまず帰国者・接触者相談センターに電話で相談いただき、その指示に従ってください。
※ 朝、夜の体温測定と体調を確認し、別紙の健康観察票を活用するなど、記録をお願いいたします。
- ④ 児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは感染者の濃厚接触者であると保健所から連絡を受けた場合には、速やかに各学校にご連絡いただきますよう、お願いいたします。
- ⑤ 学校からの連絡は、基本的に各校ホームページ、メール配信にて行います。各校のメール配信登録をお願いします。緊急時は、各校にお知らせいただいている連絡先に連絡させていただきます。
- ⑥ 家庭での学習等、家での過ごし方等については、必要に応じて各校のホームページ、メール配信でお知らせします。ご家庭におかれましても、お子様の見守りにご協力をお願いします。
- ⑦ 学校再開日の連絡については、事前に各校ホームページおよびメール配信にて行います。

3 臨時休校期間中の臨時預かりについて

対象は、小学生（対象となる児童の範囲があります）です。

詳細は、別途お知らせします。